

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年 10月 15日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府守口市八雲東町1丁目21番23号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 大阪スバル株式会社 代表取締役 山本 本山 電話 06-6906-3630

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	112 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	112 台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1363 台	
合計(③+⑦+⑧)		1475 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		31.6 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	31.6 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		0.0 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	2018年6月25日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西京極東大丸町8	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都ダイハツ販売株式会社 代表取締役 足立文雄 電話 075-311-8111

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	838 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	838 台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		413 台	
合計(③+⑦+⑧)		1251 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		22.5 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	28.1 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		28.1 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	2018年7月22日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院三ノ宮町100	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都トヨタ自動車株式会社 代表取締役 桑田昌宏 電話075-681-1121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	1 台
		合計③(①+②)	1 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	73 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	2596 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	2669 台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		106 台	
合計(③+⑦+⑧)		2776 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		9.1 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	31.6 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.5 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		24.5 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年6月23日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区朱雀正会町1番地2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都トヨペット株式会社 代表取締役 澤井 孝之 電話075-341-8141

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	1 台
		合計③(①+②)	1 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	37 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1410 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	1447 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1932 台
合計(③+⑦+⑧)		3380 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		16.4 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	27.4 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	32.3 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年8月1日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条高島町4番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都日産自動車株式会社 代表取締役 奥田 俊彦 電話075-681-7121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	139 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	139 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1415 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	1415 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		2777 台
	合計(③+⑦+⑧)		4331 台
	販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	25.2 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		25.2 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	30年 11 月 5 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西院寿町40番地3	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 京都マツダ 代表取締役 松島 正昭 電話 075-313-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	238 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	238 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		195 台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		433 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		17.6 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	20.6 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		20.6 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年7月23日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条菅田町15番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都三菱自動車販売株式会社 代表取締役 小林 康 電話 075-662-7607

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	3 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	3 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	96 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	1 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	480 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	577 台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1096 台	
合計(③+⑦+⑧)		1676 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		20.8 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	19.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	17.9 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		18.2 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	2018年 7月 6日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院向田西町1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ㈱京滋マツダ 代表取締役 津田 正樹 電話 311-3751

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1439 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	1439 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1357 台
合計(③+⑦+⑧)		2796 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		20.5 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	19.8 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		19.8 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	30年11月5日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区山ノ内池尻町8番地2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 シュテルン京都 代表取締役 松島 正昭 電話 075-313-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0台
		燃料電池自動車②	0台
		合計③(①+②)	0台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	118台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	118台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		449台
合計(③+⑦+⑧)		567台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		15.4キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	15.6キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		15.6キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年6月2日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府向日市寺戸町寺田50-2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社スズキ自販京都 代表取締役 金塚 昭

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	10674 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	10674 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		414 台
合計(③+⑦+⑧)		11088 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		23.9 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	26.4 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	26.4 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	30年6月23日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西院平町10番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 大黒商会 代表取締役 井上 雅文 電話 075-311-3320

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0台
		燃料電池自動車②	0台
		合計③(①+②)	0台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	0台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	0台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		413台
	合計(③+⑦+⑧)		413台
	販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	-キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	-キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	2018年 7月 20日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京南大炊御門町1-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) トヨタカローラ京都株式会社 代表取締役社長 山本 祐三郎 電話 463-1111

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	33 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1377 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	1410 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1124 台
合計(③+⑦+⑧)		2534 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		24.8 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	29.1 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	29.3 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年8月3日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院池田町28番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ネッツトヨタ京華株式会社 代表取締役 長井 貴裕 電話075-681-7771

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	39 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1317 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	1356 台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1159 台	
合計(③+⑦+⑧)		2515 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		23.5 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	35.2 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	35.3 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年10月27日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西院月双町108-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ネッツトヨタ京都 株式会社 代表取締役 山本 善嗣 電話 075-312-5888

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	23 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1267 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	1290 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		975 台
	合計(③+⑦+⑧)		2265 台
	販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.4 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	31.6 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年 7月 26日
京都市中京区壬生仙念町5	ネッツトヨタヤサカ株式会社 代表取締役 桑田 昌宏 電話075-802-0155

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	21 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	3716 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	3737 台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		350 台	
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		4087 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		16.8 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	20.4 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		28.8 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	30年11月5日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西院南高田町10番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社服部モーター商会 代表取締役 松島 正昭 電話 075-313-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0台
		燃料電池自動車②	0台
		合計③(①+②)	0台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	808台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	808台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		798台	
合計(③+⑦+⑧)		1606台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		16.5キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	21.2キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		21.2キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	30年 11 月 5 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市北区平野宮本町7	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ファーレン京都 代表取締役 松島 正昭 電話 075-313-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車内で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	54 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	54 台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		208 台	
合計(③+⑦+⑧)		262 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		18.9 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	19.1 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		19.1 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	30年11月5日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区高野西開町59番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ファーレン京都 代表取締役 松島 正昭 電話 075-313-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0台
		燃料電池自動車②	0台
		合計③(①+②)	0台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	2台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	2台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		552台	
合計(③+⑦+⑧)		554台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		17.6キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	18.4キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	18.4キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年 7月24日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院三ノ宮西町93	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ホンダオートモリカワ 代表取締役 木下泰一 電話 661-5311

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	904 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	904 台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		20 台	
合計(③+⑦+⑧)		924 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		17.2 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	19.9 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		19.9 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	2018年7月23
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区北花山大林町55-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ホンダカーズ京都 代表取締役 松本明宏 電話 582 - 5001

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	4850 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	4850 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		35 台
	合計(③+⑦+⑧)		4885 台
	販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.5 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	24.5 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年7月28日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区御陵中筋町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ホンダ京都 代表取締役 磯田 尚孝 電話 591 - 7500

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	286 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	286 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		367 台
合計(③+⑦+⑧)		653 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		21.3 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	---- キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	27.8 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		27.8 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年 8月11日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区久世東土川町180-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ホンダプリモピットイン 代表取締役 森田 明 電話 075-921-1200

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	544 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	544 台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		21 台	
合計(③+⑦+⑧)		565 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		15.9 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.5 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		24.5 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年 8月11日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院蒔絵南町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ヤナセ京都支店 支店長 中村 兵衛 電話 075-671-1181

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	2 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	154 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	156 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		474 台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		630 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		14.7 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	13.9 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	18.1 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	18.0 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	30年 11 月 5 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市西京区桂千代原町56番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社平安スズキ 代表取締役 松島 千佳 電話 075-313-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	149 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	149 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		114 台
合計(③+⑦+⑧)		263 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		19.3 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	33.2 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		33.2 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年 7月 28日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左局一乗寺地蔵本町5番地の1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社小山モータース 代表取締役 小山 純平 電話 075-781-5532

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	132 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	132 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		0 台
合計(③+⑦+⑧)		132 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		26.0 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	26.0 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		26.0 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	平成30年6月4日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上烏羽角田町10番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日産自動車販売株式会社 京都支店 支店長 上田 英治 電話075-692-3523

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	9 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	9 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	9 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	9 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		8 台
	合計(③+⑦+⑧)		26 台
	販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.2 キロメートル
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		24.2 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。